

四半期報告書

(第66期第1四半期)

自 平成20年4月1日

至 平成20年6月30日

株式会社損害保険ジャパン

(E03827)

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期 レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に 綴じ込んでおります。

目 次

| | 頁 |
|-----------------------|----------|
| 第66期第1四半期 四半期報告書 | |
| 【表紙】1 | |
| 第一部 【企業情報】2 | |
| 第 1 【企業の概況】2 | |
| 1 【主要な経営指標等の推移】2 | |
| 2 【事業の内容】3 | |
| 3 【関係会社の状況】3 | |
| 4 【従業員の状況】3 | |
| 第 2 【事業の状況】4 | |
| 1 【保険引受の状況】4 | |
| 2 【経営上の重要な契約等】7 | |
| 3 【財政状態及び経営成績の分析】7 | |
| 第3 【設備の状況】9 | |
| 第4 【提出会社の状況】10 |) |
| 1 【株式等の状況】10 |) |
| 2 【株価の推移】24 | 1 |
| 3 【役員の状況】25 | 5 |
| 第 5 【経理の状況】26 | ; |
| 1 【四半期連結財務諸表】27 | 7 |
| 2 【その他】40 |) |
| 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】41 | Í |
| | |
| 四半期レビュー報告書 | <u> </u> |
| | |
| 確認書 | } |

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出日】 平成20年8月14日

【四半期会計期間】 第66期第1四半期(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月

30日)

【会社名】 株式会社損害保険ジャパン

【英訳名】 Sompo Japan Insurance Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 佐 藤 正 敏

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

【電話番号】 03(3349)3111(代表)

【事務連絡者氏名】 文書法務部課長 唐 木 邦 光

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

【電話番号】 03(3349)3111(代表)

【事務連絡者氏名】 文書法務部課長 唐 木 邦 光

【縦覧に供する場所】 当社 横浜支店(横浜市中区本町2丁目12番地)

当社 千葉支店(千葉市中央区鶴沢町20番地16号)

当社 埼玉支店(さいたま市大宮区桜木町4丁目82番地1)

当社 名古屋支店(名古屋市中区丸の内3丁目22番21号)

当社 北大阪支店(大阪市中央区瓦町4丁目1番2号)

当社 神戸支店(神戸市中央区栄町通3丁目3番17号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄3丁目8番20号)

証券会員制法人福岡証券取引所

(福岡市中央区天神2丁目14番2号)

証券会員制法人札幌証券取引所

(札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

| 回次 | | 第66期 当第 1 四半期 連結累計(会計)期間 | 第65期 |
|----------------------------------|-------|--------------------------------|-----------------------------|
| 連結会計期間 | | 自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日 | 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日 |
| 経常収益 | (百万円) | 465, 928 | 1, 894, 121 |
| 正味収入保険料 | (百万円) | 354, 341 | 1, 368, 740 |
| 経常利益 | (百万円) | 11,020 | 94, 063 |
| 四半期(当期)純利益 | (百万円) | 7, 292 | 59, 636 |
| 純資産額 | (百万円) | 1, 145, 332 | 1, 071, 176 |
| 総資産額 | (百万円) | 6, 556, 170 | 6, 450, 734 |
| 1株当たり純資産額 | (円) | 1, 162. 20 | 1, 086. 86 |
| 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 | (円) | 7. 40 | 60. 57 |
| 潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 | (円) | 7. 40 | 60. 55 |
| 自己資本比率 | (%) | 17. 45 | 16. 59 |
| 営業活動による キャッシュ・フロー | (百万円) | △944 | 91, 847 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー | (百万円) | △12, 420 | △37, 208 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー | (百万円) | △19, 384 | △15, 901 |
| 現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 | (百万円) | 285, 513 | 319, 998 |
| 従業員数 | (人) | 19, 468 | 18, 118 |

⁽注) 当社は四半期連結財務諸表を作成しているので、提出会社の主要な経営指標等の推移については 記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社に異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(人) 19,468 [5,320]

- (注) 1 従業員数は就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時従業員数は [] 内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。
 - 2 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
 - 3 生命保険事業セグメントでは、当第1四半期連結会計期間において従業員数が1,134人から1,470人に増加しております。これは主として、損保ジャパンひまわり生命保険株式会社において、当社への出向を解除したこと、および当社からの出向受け入れを行ったことによるものです。目的は、当社グループの生命保険販売に関する専門性強化および当社と損保ジャパンひまわり生命保険株式会社との連携強化による生命保険事業の拡大であります。
- (2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

| 従業員数(人) | 17, 087 [5, 310] |
|---------|--------------------|
|---------|--------------------|

- (注) 1 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時 従業員数は [] 内に当第1四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。
 - 2 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

第2 【事業の状況】

1 【保険引受の状況】

(1) 損害保険事業の状況

元受正味保険料 (含む収入積立保険料)

| 区分 | 当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日) | | |
|-------------|---|--------|--------------|
| | 金額(百万円) | 構成比(%) | 対前年増減(△)率(%) |
| 火災 | 55, 411 | 13. 30 | _ |
| 海上 | 12, 110 | 2. 91 | _ |
| 傷害 | 56, 435 | 13. 55 | _ |
| 自動車 | 172, 581 | 41. 43 | _ |
| 自動車損害賠償責任 | 62, 832 | 15. 09 | _ |
| その他 | 57, 143 | 13. 72 | _ |
| 合計 | 416, 516 | 100.00 | _ |
| (うち収入積立保険料) | (27,758) | (6.66) | (—) |

- (注) 1 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。
 - 2 「元受正味保険料 (含む収入積立保険料)」とは、元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものであります。 (積立型保険の積立保険料を含む。)

正味収入保険料

| 区分 | 当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日) | | |
|-----------|---|--------|--------------|
| | 金額(百万円) | 構成比(%) | 対前年増減(△)率(%) |
| 火災 | 35, 585 | 10.04 | _ |
| 海上 | 9, 382 | 2. 65 | _ |
| 傷害 | 35, 636 | 10.06 | _ |
| 自動車 | 171, 738 | 48.46 | _ |
| 自動車損害賠償責任 | 49, 954 | 14. 10 | _ |
| その他 | 52, 076 | 14.70 | _ |
| 合計 | 354, 374 | 100.00 | _ |

(注) 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

正味支払保険金

| 区分 | 当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日) | | |
|-----------|---|--------|--------------|
| | 金額(百万円) | 構成比(%) | 対前年増減(△)率(%) |
| 火災 | 13, 828 | 7.04 | _ |
| 海上 | 3, 816 | 1.94 | _ |
| 傷害 | 16, 025 | 8. 16 | _ |
| 自動車 | 100, 964 | 51. 40 | _ |
| 自動車損害賠償責任 | 39, 832 | 20. 28 | _ |
| その他 | 21, 973 | 11. 19 | _ |
| 合計 | 196, 441 | 100.00 | _ |

⁽注) 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

(2) 生命保険事業の状況 保有契約高

| 区分 | 当第 1 四半期運 (平成20年 | 前連結会計年度末 (平成20年3月31日) | |
|--------|---------------------|--------------------------|-------------|
| | 金額(百万円) | 対前年度末比 増減(△)率(%) | 金額(百万円) |
| 個人保険 | 9, 893, 138 | 0.9 | 9, 805, 207 |
| 個人年金保険 | 82, 920 | △0. 4 | 83, 224 |
| 団体保険 | 2, 004, 116 | △0.1 | 2, 006, 395 |
| 団体年金保険 | _ | _ | _ |

- (注) 1 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。
 - 2 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものであります。

新契約高

| 区分 | 当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日) | | | |
|--------|---|--------------|-------------------|--|
| | 新契約+転換による純増加 (百万円) | 新契約 (百万円) | 転換による純増加 (百万円) | |
| 個人保険 | 379, 934 | 379, 934 | | |
| 個人年金保険 | 561 | 561 | _ | |
| 団体保険 | 1, 418 | 1, 418 | _ | |
| 団体年金保険 | _ | _ | _ | |

- (注) 1 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。
 - 2 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資であります。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

本項に含まれる将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ (当社および連結子会社) が判断したものです。

(1) 業績の概況

当第1四半期連結累計期間のわが国経済は、エネルギー・原材料価格高の影響などから景気回復が足踏み状態となりました。企業の景況感は慎重化し、設備投資は概ね横ばいで推移しました。雇用情勢に厳しさが残るなかで、個人消費も伸び悩みました。

このような情勢の中、当第1四半期連結累計期間の業績は次のとおりとなりました。

経常収益は、保険引受収益が4,284億円、資産運用収益が352億円、その他経常収益が22億円となり、合計4,659億円となりました。一方、経常費用は、保険引受費用が3,707億円、資産運用費用が95億円、営業費及び一般管理費が745億円、その他経常費用が1億円となり、合計4,549億円となりました。この結果、経常収益から経常費用を差し引いた当第1四半期連結累計期間の経常利益は110億円となりました。

経常利益に特別利益、特別損失、法人税等および少数株主利益を加減した結果、四半期純利益は、72 億円となりました。

当社グループの事業の種類別の状況は次のとおりであります。

損害保険事業

正味収入保険料は、3,543億円となりました。正味収入保険料に資産運用収益などを加えた経常収益は、4,293億円となりました。経常利益は、97億円となりました。

生命保険事業

経常収益は、370億円となりました。経常利益は、12億円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結累計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、△9億円となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、△124億円となりました。

また、財務活動によるキャッシュ・フローは、△193億円となりました。

これらの結果、当第1四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、2,855億円となりました。

資金(現金及び現金同等物)は、手許資金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能な一定 範囲の短期投資[※]からなっており、日々の支払必要額の予期せぬ変動に備えて、十分確保していま す。

さらに、巨大災害の発生に伴う巨額の保険金支払などの資金繰り悪化のリスクに備え、巨大災害時 の保険金支払などの資金流出額を予想したうえで、十分な流動性資産を確保しています。

※ 一定範囲の短期投資:価値の変動について僅少なリスクしか負わない、取得日から満期日または償還日までの期間が3か月以内の定期預金等

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に、重要な変更および新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(注) 各計数の表示および計算は次のとおりであります。 保険料等の金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末における重要な設備の新設、除却等の計画について、重要な変更および重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|------------------|
| 普通株式 | 2, 000, 000, 000 |
| 計 | 2, 000, 000, 000 |

【発行済株式】

| 種類 | 第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年6月30日) | 提出日現在 発行数(株) (平成20年8月14日) | 上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名 | |
|------|--|---------------------------------|--|--|
| 普通株式 | 987, 733, 424 | 987, 733, 424 | 東京証券取引所(市場第一部)大阪証券取引所(市場第一部)名古屋証券取引所(市場第一部)名古屋証券取引所(市場第一部)相岡証券取引所相関証券取引所 | |
| 計 | 987, 733, 424 | 987, 733, 424 | | |

⁽注) 「提出日現在発行数」には平成20年8月1日からこの四半期報告書提出日までの間に新株予約権の行使により 発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行しております。 株主総会の特別決議(平成14年6月27日)

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日) |
|--|---|
| 新株予約権の数(個) | 288(注) 1 参照 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 288,000(注)2参照 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり777円(平成14年8月1日発行) 1株当たり712円(平成14年11月1日発行) 1株当たり581円(平成15年5月1日発行) 1株当たり574円(平成15年6月1日発行) |
| 新株予約権の行使期間 | 平成16年6月28日から 平成24年6月27日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格(平成14年8月1日発行)1株当たり777円 資本組入額1株当たり389円 発行価格(平成14年11月1日発行)1株当たり712円 資本組入額1株当たり356円 発行価格(平成15年5月1日発行)1株当たり581円 資本組入額1株当たり291円 発行価格(平成15年6月1日発行)1株当たり574円 資本組入額1株当たり287円 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3参照 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 取締役会の承認を要します。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | |

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。
 - 2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

- 3 行使条件
 - (1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から 5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契 約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります。)が権利を行使することができます。
 - (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
 - (4) 新株予約権の割当数が1回の割当てにつき10個の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。
 - (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

株主総会の特別決議(平成15年6月27日)

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日) |
|--|--|
| 新株予約権の数(個) | 355(注) 1 参照 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 355,000(注)2参照 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり735円(平成15年8月1日発行) 1株当たり901円(平成16年2月2日発行) |
| 新株予約権の行使期間 | 平成17年6月28日から 平成25年6月27日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格(平成15年8月1日発行)1株当たり735円 資本組入額1株当たり368円 発行価格(平成16年2月2日発行)1株当たり901円 資本組入額1株当たり451円 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3参照 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 取締役会の承認を要します。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | |

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。
 - 2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

- 3 行使条件
 - (1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から 5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契 約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります。)が権利を行使することができます。
 - (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
 - (4) 新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。
 - (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

株主総会の特別決議(平成16年6月29日)

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日) |
|--|--|
| 新株予約権の数(個) | 572(注) 1 参照 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 572,000(注)2参照 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり1,167円(平成16年8月2日発行) 1株当たり1,082円(平成17年2月1日発行) |
| 新株予約権の行使期間 | 平成18年6月30日から 平成26年6月29日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格(平成16年8月2日発行)1株当たり1,167円 資本組入額1株当たり584円 発行価格(平成17年2月1日発行)1株当たり1,082円 資本組入額1株当たり541円 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3参照 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 取締役会の承認を要します。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | |

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。
 - 2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

- 3 行使条件
 - (1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から 5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契 約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります。)が権利を行使することができます。
 - (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
 - (4) 新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。
 - (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

株主総会の特別決議(平成17年6月28日)

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日) |
|--|--|
| 新株予約権の数(個) | 728(注) 1 参照 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 728,000(注)2参照 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり1,148円(平成17年8月1日発行) 1株当たり1,665円(平成18年2月1日発行) |
| 新株予約権の行使期間 | 平成19年6月29日から 平成27年6月28日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格(平成17年8月1日発行)1株当たり1,148円 資本組入額1株当たり574円 発行価格(平成18年2月1日発行)1株当たり1,665円 資本組入額1株当たり833円 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3参照 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 取締役会の承認を要します。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | _ |

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。
 - 2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

- 3 行使条件
 - (1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から 5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契 約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります。)が権利を行使することができます。
 - (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
 - (4) 新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。
 - (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

会社法第238条第1項、第2項、第240条第1項および第243条第2項の規定に基づき新株予約権を発行しております。

取締役会決議(平成18年7月21日)

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日) |
|--|---|
| 新株予約権の数(個) | 324(注) 1 参照 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 324,000(注) 2 参照 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり1,598円(平成18年8月7日発行) |
| 新株予約権の行使期間 | 平成20年6月29日から 平成28年6月28日まで (注)3参照 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格(平成18年8月7日発行)1株当たり2,068円 資本組入額 1株当たり1,034円 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注) 4 参照 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 取締役会の承認を要します。 |
| 代用払込みに関する事項 | _ |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 5 参照 |

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。
 - 2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。
 - 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率
 - 3 新株予約権の割当てを受けた者のうち、新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個以下の者の新株予約権の行使期間は、平成20年7月22日から平成28年6月28日までとなります。
 - 4 行使条件
 - (1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から 5 年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に 定める条件に従い、権利を行使することができます。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります。)が権利を行使することができます。
 - (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
 - (4) 新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個以下の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から 12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。
 - (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

5 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」といいます。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」といいます。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」といいます。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

- (2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注) 2 に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、振込金額を組織再編成の条件等を勘案の うえ、調整して得られる再編成後振込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編 成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

(5) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとします。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 当社が新株予約権を発行する場合の取扱いに準じて決定します。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するには再編成対象会社の取締役会の承認を要します。

(8) 新株予約権の取得条項

当社が新株予約権を発行する場合の新株予約権の取得条項に関する以下の取扱いに準じて決定します。 下記 ~ の議案につき、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会 決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができま す

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- (9) その他の新株予約権の行使の条件
 - (注)4に準じて決定します。

取締役会決議(平成19年1月26日)

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日) |
|--|--|
| 新株予約権の数(個) | 316(注) 1 参照 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 316,000(注)2参照 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1 株当たり1,623円(平成19年2月15日発行) |
| 新株予約権の行使期間 | 平成20年6月29日から 平成28年6月28日まで (注)3参照 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格(平成19年2月15日発行)1株当たり2,138円 資本組入額 1株当たり1,069円 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注) 4 参照 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 取締役会の承認を要します。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 5 参照 |

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。
 - 2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。
 - 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率
 - 3 新株予約権の割当てを受けた者のうち、新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個以下の者の新株予約権の行使期間は、平成21年1月27日から平成28年6月28日までとなります。
 - 4 行使条件
 - (1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります。)が権利を行使することができます。
 - (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
 - (4) 新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個以下の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から 12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。
 - (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

5 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」といいます。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」といいます。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」といいます。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

- (2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注) 2 に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、振込金額を組織再編成の条件等を勘案の うえ、調整して得られる再編成後振込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編 成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

(5) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとします。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 当社が新株予約権を発行する場合の取扱いに準じて決定します。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するには再編成対象会社の取締役会の承認を要します。

(8) 新株予約権の取得条項

当社が新株予約権を発行する場合の新株予約権の取得条項に関する以下の取扱いに準じて決定します。 下記 ~ の議案につき、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会 決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができま す

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- (9) その他の新株予約権の行使の条件
 - (注)4に準じて決定します。

取締役会決議(平成19年7月27日)

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日) |
|--|--|
| 新株予約権の数(個) | 403(注) 1 参照 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 403,000(注)2参照 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1 株当たり1,547円(平成19年8月13日発行) |
| 新株予約権の行使期間 | 平成21年6月28日から 平成29年6月27日まで (注)3参照 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格(平成19年8月13日発行)1株当たり1,926円 資本組入額 1株当たり963円 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注) 4 参照 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 取締役会の承認を要します。 |
| 代用払込みに関する事項 | _ |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 5 参照 |

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。
 - 2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。
 - 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率
 - 3 新株予約権の割当てを受けた者のうち、新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個以下の者の新株予約権の行使期間は、平成21年7月28日から平成29年6月27日までとなります。
 - 4 行使条件
 - (1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります。)が権利を行使することができます。
 - (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
 - (4) 新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個以下の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から 12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。
 - (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

5 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」といいます。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」といいます。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」といいます。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注) 2 に準じて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、振込金額を組織再編成の条件等を勘案の うえ、調整して得られる再編成後振込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編 成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

(5) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとします。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 当社が新株予約権を発行する場合の取扱いに準じて決定します。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するには再編成対象会社の取締役会の承認を要します。

(8) 新株予約権の取得条項

当社が新株予約権を発行する場合の新株予約権の取得条項に関する以下の取扱いに準じて決定します。 下記 ~ の議案につき、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会 決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができま す

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- (9) その他の新株予約権の行使の条件
 - (注)4に準じて決定します。

取締役会決議(平成20年1月25日)

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日) |
|--|--|
| 新株予約権の数(個) | 382(注) 1 参照 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 382,000(注)2参照 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり990円(平成20年2月12日発行) |
| 新株予約権の行使期間 | 平成21年6月28日から 平成29年6月27日まで (注)3参照 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格(平成20年2月12日発行)1株当たり1,226円 資本組入額 1株当たり613円 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注) 4 参照 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 取締役会の承認を要します。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 5 参照 |

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。
 - 2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。
 - 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率
 - 3 新株予約権の割当てを受けた者のうち、新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個以下の者の新株予約権の行使期間は、平成22年1月26日から平成29年6月27日までとなります。
 - 4 行使条件
 - (1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から 5 年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に 定める条件に従い、権利を行使することができます。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります。)が権利を行使することができます。
 - (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
 - (4) 新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個以下の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から 12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。
 - (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

5 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」といいます。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」といいます。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」といいます。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注) 2 に準じて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、振込金額を組織再編成の条件等を勘案の うえ、調整して得られる再編成後振込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編 成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

(5) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとします。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 当社が新株予約権を発行する場合の取扱いに準じて決定します。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するには再編成対象会社の取締役会の承認を要します。

(8) 新株予約権の取得条項

当社が新株予約権を発行する場合の新株予約権の取得条項に関する以下の取扱いに準じて決定します。 下記 ~ の議案につき、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会 決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができま す

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- (9) その他の新株予約権の行使の条件
 - (注)4に準じて決定します。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (千株) | 発行済株式 総数残高 (千株) | 資本金増減額 (百万円) | 資本金残高 (百万円) | 資本準備金 増減額 (百万円) | 資本準備金 残高 (百万円) |
|------------|------------------------|-----------------------|-----------------|----------------|-----------------------|----------------------|
| 平成20年6月30日 | _ | 987, 733 | _ | 70,000 | | 24, 229 |

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(注) 当第1四半期会計期間において、バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から平成20年7月7日 付けで提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成20年6月30日現在で以下の株式を所有している 旨の報告を受けておりますが、当社として当第1四半期会計期間末の実質所有株式数の確認ができておりませ ん。

なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

| 氏名又は名称 | 所有株式数 (千株) | 発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%) |
|----------------------------|---------------|----------------------------|
| バークレイズ・グローバル・インベスターズ、エヌ・エイ | 19,788 | 2.00 |
| バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社 | 18,771 | 1.90 |
| バークレイズ・グローバル・インベスターズ・リミテッド | 9,141 | 0.93 |
| バークレイズ・グローバル・ファンド・アドバイザーズ | 5,638 | 0.57 |

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年3月31日現在で記載しております。

【発行済株式】

平成20年6月30日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|---|----------|----|
| 無議決権株式 | _ | _ | _ |
| 議決権制限株式(自己株式等) | _ | _ | - |
| 議決権制限株式(その他) | _ | _ | - |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式3,181,000 (相互保有株式) 普通株式 7,000 | _ | _ |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 978, 787, 000 | 978, 767 | _ |
| 単元未満株式 | 普通株式 5,758,424 | _ | _ |
| 発行済株式総数 | 987, 733, 424 | _ | _ |
| 総株主の議決権 | _ | 978, 767 | _ |

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式19,000株が含まれております。 なお、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数19個は、「議決権の数」欄に含まれておりません。
 - 2 「単元未満株式」の普通株式には、当社所有の自己株式995株が含まれております。

【自己株式等】

平成20年6月30日現在

| 所有者の氏名 又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数 (株) | 他人名義 所有株式数 (株) | 所有株式数 の合計 (株) | 発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%) |
|--------------------------|-------------------------|----------------------|----------------------|---------------------|------------------------------------|
| (自己保有株式) 株式会社損害保険ジャパン | 東京都新宿区西新宿 一丁目26番1号 | 3, 181, 000 | _ | 3, 181, 000 | 0.32 |
| (相互保有株式) 大昌産業株式会社 | 大阪府大阪市西区江戸堀 二丁目6番33号 | 7,000 | _ | 7, 000 | 0.00 |
| 計 | _ | 3, 188, 000 | _ | 3, 188, 000 | 0. 32 |

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっているもので、実質的に所有していない株式が1,000株あります。 なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の中に含めておりますが、議決権の数 1個は「議決権の数」欄に含めておりません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

| 月別 | 平成20年 4月 | 5月 | 6月 |
|-------|-------------|--------|--------|
| 最高(円) | 1, 223 | 1, 189 | 1, 291 |
| 最低(円) | 869 | 1, 055 | 991 |

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

なお、当社では事業戦略の迅速かつ的確な遂行を図るため、執行役員制度を導入しております。 平成20年8月14日現在の執行役員の構成は以下のとおりであります。

```
社長執行役員
       佐藤 正敏
専務執行役員
        中村幸雄
        木 下 啓史郎
専務執行役員
専務執行役員
        布 施 光 彦
                  (東京本部長)
専務執行役員
        望月
               純
        大 川 純一郎
専務執行役員
専務執行役員
        富 田
            健 一
専務執行役員
        杉下孝和
                  (九州本部長)
専務執行役員
        數 間 浩 喜
        中 野
               久
                  (関西第一本部長)
常務執行役員
常務執行役員
        工藤博司
常務執行役員
        光内俊雄
                  (中部本部長)
常務執行役員
       伊藤征 夫
                  (神奈川本部長兼埼玉本部長兼千葉本部長)
常務執行役員
        吉 滿 英
        遠藤
               健
常務執行役員
        福井光彦
                  (関西第二本部長)
常務執行役員
        石 井 雅 実
常務執行役員
常務執行役員
        大岩武史
常務執行役員
        櫻田謙
               悟
        石 塚 雅 範
常務執行役員
                  (信越本部長兼北陸本部長)
常務執行役員
        栗山泰史
        原永幸治
                  (北海道本部長)
常務執行役員
常務執行役員
        中島
               诱
                  (関東本部長兼静岡本部長)
常務執行役員
        福澤秀浩
                  (中国本部長)
        石 澤 英 人
常務執行役員
                  (東北本部長)
        田島幸広
常務執行役員
                  (四国本部長)
        梅崎俊郎
 執行役員
                  (茨城支店長)
        赤池文明
                  (企業営業第二部長)
 執行役員
 執行役員
        根本
               博
                  (金融法人部長)
        原口秀夫
                  ((休職)損保ジャパンアメリカ出向)
 執行役員
        本 山 浩
                  ((休職)(株)損保ジャパン情報サービス出向)
 執行役員
               _
             祐
 執行役員
        原
                  (企業営業第一部長)
        荒井啓隆
 執行役員
                  (長野支店長)
        井 戸
 執行役員
               潔
                  ((休職)(株)損保ジャパン・システムソリューション出向)
        山口裕之
 執行役員
                  (経営企画部長)
               正
 執行役員
        野口
                  (岐阜支店長)
 執行役員
        南
          部
               實
                  (京都支店長)
             政 良
                  (調査部長)
 執行役員
        堀
 執行役員
        髙 橋
               董
                  (人事部長)
             伸治
                  (カスタマーサービス部長)
 執行役員
        计
 執行役員
        西
          澤敬
                  (営業企画部長)
 執行役員
        馬
          場
               忠
                  (経営企画部担当部長(海外戦略担当))
```

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)ならびに同規則第61条および第82条の規定に基づき「保険業法施行規則」(平成8年大蔵省令第5号)に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しています。

(単位:百万円)

| | | (羊位:日/川)) |
|--------------|-------------------------------|--|
| | 当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日) | 前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日) |
| 資産の部 | | |
| 現金及び預貯金 | ² 100,573 | ² 172,252 |
| コールローン | 100,600 | 108,800 |
| 買現先勘定 | 81,391 | 47,947 |
| 買入金銭債権 | 57,195 | 47,037 |
| 金銭の信託 | 41,922 | 39,429 |
| 有価証券 | ² 4,995,211 | ² 4,846,949 |
| 貸付金 | 519,818 | 519,618 |
| 有形固定資産 | ¹ 219,579 | 1 220,536 |
| 無形固定資産 | 25,988 | 26,428 |
| その他資産 | 418,252 | 428,091 |
| 繰延税金資産 | 12,090 | 10,907 |
| 貸倒引当金 | 16,453 | 17,264 |
| 資産の部合計 | 6,556,170 | 6,450,734 |
| 負債の部 | | |
| 保険契約準備金 | 5,006,880 | 4,969,818 |
| 支払備金 | 752,982 | 748,552 |
| 責任準備金等 | 4,253,897 | 4,221,266 |
| その他負債 | 196,046 | 245,444 |
| 退職給付引当金 | 97,551 | 96,516 |
| 役員退職慰労引当金 | 2,454 | 2,502 |
| 賞与引当金 | 4,444 | 14,126 |
| 特別法上の準備金 | 38,204 | 37,908 |
| 価格変動準備金 | 38,204 | 37,908 |
| 繰延税金負債 | 65,256 | 13,239 |
| 負債の部合計 | 5,410,838 | 5,379,557 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 70,000 | 70,000 |
| 資本剰余金 | 24,239 | 24,241 |
| 利益剰余金 | 394,656 | 407,051 |
| 自己株式 | 2,864 | 2,842 |
| 株主資本合計 | 486,031 | 498,449 |
| 評価・換算差額等 | , | |
| その他有価証券評価差額金 | 669,022 | 571,377 |
| 為替換算調整勘定 | 10,818 | 245 |
| 評価・換算差額等合計 | 658,203 | 571,622 |
| 新株予約権 | 557 | 557 |
| 少数株主持分 | 539 | 546 |
| 純資産の部合計 | 1,145,332 | 1,071,176 |
| | | |
| 負債及び純資産の部合計 | 6,556,170 | 6,450,734 |

(単位:百万円)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

| | 至 平成20年6月30日) |
|-----------------|---------------------|
| 経常収益 | 465, 928 |
| 保険引受収益 | 428, 471 |
| (うち正味収入保険料) | 354, 341 |
| (うち収入積立保険料) | 27, 758 |
| (うち積立保険料等運用益) | 11, 614 |
| (うち生命保険料) | 31, 899 |
| 資産運用収益 | 35, 232 |
| (うち利息及び配当金収入) | 37, 725 |
| (うち金銭の信託運用益) | 2 |
| (うち売買目的有価証券運用益) | 135 |
| (うち有価証券売却益) | 5, 954 |
| (うち積立保険料等運用益振替) | \triangle 11, 614 |
| その他経常収益 | 2, 224 |
| 経常費用 | 454, 908 |
| 保険引受費用 | 370, 727 |
| (うち正味支払保険金) | 196, 441 |
| (うち損害調査費) | ** 1 19, 172 |
| (うち諸手数料及び集金費) | ** 1 61, 509 |
| (うち満期返戻金) | 38, 882 |
| (うち生命保険金等) | 9, 174 |
| (うち支払備金繰入額) | 10, 899 |
| (うち責任準備金等繰入額) | 34, 471 |
| 資産運用費用 | 9, 531 |
| (うち金銭の信託運用損) | 628 |
| (うち有価証券売却損) | 337 |
| (うち有価証券評価損) | 1, 685 |
| 営業費及び一般管理費 | ** 1 74, 513 |
| その他経常費用 | 135 |
| (うち支払利息) | 16 |
| 経常利益 | 11, 020 |
| 特別利益 | ** 2 10 |
| 特別損失 | 528 |
| 特別法上の準備金繰入額 | 296 |
| 価格変動準備金繰入額 | 296 |
| その他 | *3 232 |
| 税金等調整前四半期純利益 | 10, 502 |
| 法人税等 | 3, 207 |
| 少数株主利益 | 3 |
| 四半期純利益 | 7, 292 |
| | - |

(単位:百万円)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

| | 主 平成20年6月30日) |
|--------------------------------------|--------------------|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 税金等調整前四半期純利益 | 10, 502 |
| 減価償却費 | 2, 540 |
| のれん償却額 | 468 |
| 支払備金の増減額(△は減少) | 10, 854 |
| 責任準備金等の増減額 (△は減少) | 33, 826 |
| 貸倒引当金の増減額(△は減少) | △112 |
| 退職給付引当金の増減額(△は減少) | 1, 105 |
| 役員退職慰労引当金の増減額(△は減少) | △48 |
| 賞与引当金の増減額 (△は減少) | △9, 682 |
| 価格変動準備金の増減額 (△は減少) | 296 |
| 利息及び配当金収入 | $\triangle 37,725$ |
| 有価証券関係損益(△は益) | △3, 904 |
| 支払利息 | 16 |
| 為替差損益(△は益) | $\triangle 268$ |
| 有形固定資産関係損益 (△は益) | 221 |
| 持分法による投資損益(△は益) | $\triangle 237$ |
| その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額(△は増加) | 7, 882 |
| その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額(△は減少) | △18, 437 |
| その他 | 6, 639 |
| 小計 | 3, 937 |
| 利息及び配当金の受取額 | 37, 246 |
| 利息の支払額 | △20 |
| 法人税等の支払額 | △42, 107 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | △944 |
| 世資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 預貯金の純増減額 (△は増加) | $\triangle 0$ |
| 買入金銭債権の取得による支出 | $\triangle 2,500$ |
| 買入金銭債権の売却・償還による収入 | 2, 617 |
| 有価証券の取得による支出 | △194, 103 |
| 有価証券の売却・償還による収入 | 186, 329 |
| 貸付けによる支出 | △40, 354 |
| 貸付金の回収による収入 | 37, 333 |
| その他 | △290 |
| 資産運用活動計 | △10, 970 |
| - 営業活動及び資産運用活動計 | △11, 915 |
| - 有形固定資産の取得による支出 | $\triangle 1,594$ |
| 有形固定資産の売却による収入 | 145 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △12, 420 |
| - | _1=, 1=0 |

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
|---------------------|---------------|
| 自己株式の売却による収入 | 24 |
| 自己株式の取得による支出 | △47 |
| 配当金の支払額 | △19, 267 |
| 少数株主への配当金の支払額 | $\triangle 4$ |
| その他 | △89 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | △19, 384 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | △1, 735 |
| 現金及び現金同等物の増減額(△は減少) | △34, 484 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 319, 998 |
| 現金及び現金同等物の四半期末残高 | * 1 285, 513 |
| | |

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

| | 当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日) |
|-----------------|---|
| 会計処理基準に関する事項の変更 | (1) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理 に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結 決算上必要な修正を行っております。 これによる経常利益および税金等調整前四半期純利益への影響は軽微であります。 |
| | なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。 (2) リース取引に関する会計基準の適用 当社および国内連結子会社は、所有権移転外ファイナンス・リース取引について、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正)および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成6年1月18日(日本公認会計土協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、リース取引開始日が平成20年4月1日以後の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るけいては、リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とする定額法を採用しております。なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 これによる経常利益および税金等調整前四半期純利益への影響は軽微であります。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。 |

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

| | 当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日) |
|---------|--|
| 税金費用の計算 | 税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益 に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積 実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。 |

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

| | 当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日) | 前連結会計年度末 (平成20年3月31日) | | |
|------------|---|--------------------------|--|--|
| ※ 1 | 有形固定資産の減価償却累計額は231,231百万円、圧縮記帳額は10,522百万円であります。 | ※ 1 | 有形固定資産の減価償却累計額は231,064百万円、圧縮記帳額は10,522百万円であります。 | |
| ※ 2 | 担保に供している資産で、事業の運営において重要なものであり、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは、有価証券48,445百万円、預貯金7,996百万円であります。 なお、当社の再保険契約上の債務を保証する目的で設立された特別目的会社を通じて、実質的に担保に供している資産は有価証券9,157百万円であります。 | ※ 2 | 担保に供している資産は、有価証券55,985百万円、預貯金7,766百万円であります。これらは、その他負債に含まれる借入金579百万円の担保のほか、信用状発行の目的などにより差し入れているものであります。 なお、当社の再保険契約上の債務を保証する目的で設立された特別目的会社を通じて、実質的に担保に供している資産は有価証券8,617百万円であります。 | |

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日

至 平成20年6月30日)

※1 事業費の主な内訳は次のとおりであります。

代理店手数料等

61,879百万円 31,575百万円

なお、事業費は四半期連結損益計算書における損害調査費、諸手数料及び集金費ならびに営業費及び一般管理費の合計であります。

- ※2 特別利益は、当社および連結子会社における固定資産処分益10百万円であります。
- ※3 特別損失のその他は、当社および連結子会社における固定資産処分損232百万円であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(平成20年6月30日現在)

現金及び預貯金 100,573百万円 コールローン 100,600百万円 買現先勘定 81,391百万円 買入金銭債権 57,195百万円 有価証券 4,995,211百万円 預入期間が3か月を超える定期預金 △19,465百万円 現金同等物以外の買入金銭債権 △41,205百万円 現金同等物以外の有価証券 △4,988,788百万円 現金及び現金同等物 285,513百万円

2 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)および当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

1 発行済株式の種類および総数

普通株式 987,733千株

2 自己株式の種類および株式数

普通株式 3,195千株

3 新株予約権の四半期連結会計期間末残高

ストック・オプションとしての新株予約権 557百万円 (提出会社557百万円)

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり 配当額 | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|----------------------|-------|-----------|--------------|------------|------------|-------|
| 平成20年6月25日 定時株主総会 | 普通株式 | 19,691百万円 | 20円 | 平成20年3月31日 | 平成20年6月26日 | 利益剰余金 |

(2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるものはありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

| | 損害保険事業 (百万円) | 生命保険事業 (百万円) | 計 (百万円) | 消去 (百万円) | 連結 (百万円) |
|-----------------------|-----------------|-----------------|------------|-------------|-------------|
| 経常収益 | | | | | |
| (1) 外部顧客に対する 経常収益 | 428, 840 | 37, 088 | 465, 928 | _ | 465, 928 |
| (2) セグメント間の 内部経常収益 | 498 | 2 | 500 | (500) | _ |
| 計 | 429, 338 | 37, 090 | 466, 429 | (500) | 465, 928 |
| 経常利益 | 9, 746 | 1, 273 | 11, 020 | _ | 11, 020 |

- (注) 1 事業区分は、当社および連結子会社における業務の実態を勘案して区分しております。
 - 2 各事業区分の主要な事業内容
 - (1) 損害保険事業……損害保険引受業務および資産運用業務
 - (2) 生命保険事業……生命保険引受業務および資産運用業務
 - 3 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。 これによる損害保険事業および生命保険事業の経常利益に与える影響は軽微であります。
 - 4 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、当社および国内連結子会社は、所有権移転外ファイナンス・リース取引について、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正)および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、リース取引開始日が平成20年4月1日以後の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とする定額法を採用しております。なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き賃貸借取引に係る方法に準じ

これによる損害保険事業および生命保険事業の経常利益に与える影響は軽微であります。

【所在地別セグメント情報】

た会計処理によっております。

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

海外売上高(経常収益)が、連結売上高(経常収益)の10%未満のため、海外売上高の記載を省略 しております。

(有価証券関係)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

| | 当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日) | | | 前連結会計年度末 (平成20年3月31日) | | |
|------|-------------------------------|-------------|-------------|--------------------------|-------------|-------------|
| 種類 | 四半期連結貸借 対照表計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) | 連結貸借対照表計上額(百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
| 公社債 | 711, 200 | 711, 730 | 529 | 662, 840 | 676, 655 | 13, 814 |
| 外国証券 | 101, 004 | 100, 452 | △552 | 101, 105 | 100, 820 | △284 |
| 合計 | 812, 205 | 812, 182 | △23 | 763, 945 | 777, 475 | 13, 529 |

2 その他有価証券で時価のあるもの

| | 当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日) | | | 前連結会計年度末 (平成20年3月31日) | | |
|------|-------------------------------|----------------------------|-------------|--------------------------|-----------------|-------------|
| 種類 | 取得原価 (百万円) | 四半期連結貸借 対照表計上額 (百万円) | 差額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 連結貸借対照表計上額(百万円) | 差額 (百万円) |
| 公社債 | 1, 545, 032 | 1, 550, 041 | 5, 009 | 1, 566, 320 | 1, 593, 106 | 26, 785 |
| 株式 | 598, 589 | 1, 523, 788 | 925, 198 | 602, 416 | 1, 381, 077 | 778, 660 |
| 外国証券 | 757, 011 | 853, 058 | 96, 047 | 752, 481 | 828, 079 | 75, 598 |
| その他 | 108, 592 | 118, 757 | 10, 164 | 111, 145 | 120, 390 | 9, 244 |
| 合計 | 3, 009, 226 | 4, 045, 645 | 1, 036, 419 | 3, 032, 364 | 3, 922, 654 | 890, 289 |

| (| 生) | | |
|---|---|---|---|
| | 当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日) | | 前連結会計年度末 (平成20年3月31日) |
| 1 | 四半期連結貸借対照表において買入金銭債権として 処理している貸付債権信託受益権等を「その他」に 含めて記載しております。 | 1 | 連結貸借対照表において買入金銭債権として処理している住宅ローン債権信託受益権等を「その他」に 含めて記載しております。 |
| 2 | 当第1四半期連結累計期間において、その他有価証券で時価のあるものについて1,685百万円減損処理しております。 なお、当社および国内連結子会社は、四半期決算日の時価が取得原価に比べて30%以上下落したものを減損処理の対象としております。 | 2 | 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のあるものについて7,173百万円減損処理しております。 なお、当社および国内連結子会社は、期末日の時価が取得原価に比べて30%以上下落したものを減損処理の対象としております。 |

(金銭の信託関係)

- 1 満期保有目的の金銭の信託 該当事項はありません。
- 2 運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託

| | 当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日) | | | 前連結会計年度末 (平成20年3月31日) | | |
|-------|-------------------------------|---------|---------|--------------------------|-------------|---------|
| 種類 | 取得原価 四半期連結貸借 差額 (百万円) (百万円) | | | 連結貸借対照表計上額(百万円) | 差額 (百万円) | |
| 金銭の信託 | 42, 955 | 41, 922 | △1, 032 | 42, 910 | 39, 429 | △3, 480 |

(注)

| 当第1四半期連結会計期間末 | 前連結会計年度末 | |
|----------------------------|-----------------------------|--|
| (平成20年6月30日) | (平成20年3月31日) | |
| (1),20-0),100 1) | (1)(20+0)(1011) | |
| 当第1四半期連結累計期間において、運用目的、満期保 | 当連結会計年度において、運用目的、満期保有目的以外 | |
| 有目的以外の金銭の信託において信託財産として運用さ | の金銭の信託において信託財産として運用されている有 | |
| れている有価証券で時価のあるものについて、677百万 | 価証券で時価のあるものについて1,848百万円減損処理 | |
| 円減損処理しております。 | しております。 | |
| なお、当社および国内連結子会社は、四半期決算日の時 | なお、当社および国内連結子会社は、期末日の時価が取 | |
| 価が取得原価に比べて30%以上下落したものを減損処理 | 得原価に比べて30%以上下落したものを減損処理の対象 | |
| の対象としております。 | としております。 | |

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の契約額等、時価および評価損益の状況

| 対象物 | 取引の種類 | 当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日) | | 前連結会計年度末 (平成20年3月31日) | | | |
|---------|-------------|-------------------------------|-------------|--------------------------|----------------|-------------|---------------|
| の種類 | 収り10万種類 | 契約額等 (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) | 契約額等 (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
| 通貨 | 為替予約取引 | | | | | | |
| | 売建 | 103, 158 | 104, 140 | △982 | 105, 639 | 101, 554 | 4, 085 |
| | 買建 | 53, 276 | 54, 471 | 1, 195 | 54, 600 | 53, 644 | △956 |
| | 通貨オプション取引 | | | | | | |
| | 売建 | | | | | | |
| | コール | 10, 934 | | | 5, 350 | | |
| | Pro 24 | (60) | 22 | 37 | (50) | _ | 50 |
| | 買建 プット | 10 470 | | | F 0F0 | | |
| | 7 % 1 | 10, 470 (60) | 81 | 21 | 5, 250 (50) | 263 | 213 |
| 債券 | | (00) | | | (00) | | 210 |
| 貝分 | 買建 | 31, 735 | 31, 950 | 214 | 16, 532 | 17, 163 | 631 |
| | 債券先渡取引 | , | , | | , | , | |
| | 買建 | _ | _ | | 3, 351 | 3, 396 | 45 |
| 7 - 11. | クレジットデリバティブ | | | | 0,001 | 0,000 | 10 |
| その他 | 取引 | | | | | | |
| | 買建 | 6, 064 | | | 4, 500 | | |
| | | (373) | 398 | 24 | (97) | 162 | 64 |
| | 天候デリバティブ取引 | | | | | | |
| | 売建 | 296 | | | 369 | | |
| | TTT 7+1. | (10) | 6 | 4 | (8) | 15 | $\triangle 7$ |
| | 買建 | 61 (—) | | | 170 (—) | | |
| | 地震デリバティブ取引 | () | | | () | | |
| | 売建 | 3, 690 | | | 3, 660 | | |
| | 光建 | (99) | _ | 99 | (98) | 0 | 98 |
| | 買建 | 3, 321 | | | 3, 285 | Ť | |
| | | (291) | 213 | △77 | (288) | 213 | △75 |
| | その他の先渡取引 | | | | | | |
| | 買建 | 950 | 954 | 4 | | <u> </u> | _ |
| | 合計 | | _ | 540 | | | 4, 149 |

⁽注) 1 ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引については、開示の対象から除いております。

² 下段()書きの金額は、四半期連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上したオプション料であります。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

| 当第1四半期連結会計類 (平成20年6月30日 | | 前連結会計年度末 (平成20年3月31日 | |
|----------------------------|-------------|-------------------------|-----------|
| 1株当たり純資産額 | 1, 162. 20円 | 1株当たり純資産額 | 1,086.86円 |

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日) | 前連結会計年度末 (平成20年3月31日) |
|--|-------------------------------|--------------------------|
| 純資産の部の合計額(百万円) | 1, 145, 332 | 1, 071, 176 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円) | 1, 097 | 1, 103 |
| (うち新株予約権) | (557) | (557) |
| (うち少数株主持分) | (539) | (546) |
| 普通株式に係る四半期連結会計期間末 (連結会計年度末)の純資産額(百万円) | 1, 144, 234 | 1, 070, 072 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられ た四半期連結会計期間末(連結会計年 度末)の普通株式の数(千株) | 984, 537 | 984, 551 |

2 1株当たり四半期純利益金額等

| 当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日) | |
|---|--------|
| 1株当たり四半期純利益金額 | 7. 40円 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 | |

(注) 1株当たり四半期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下の とおりであります。

| | 当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日) |
|---|---|
| (1) 1株当たり四半期純利益金額 | |
| 四半期純利益(百万円) | 7, 292 |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円) | _ |
| 普通株式に係る四半期純利益(百万円) | 7, 292 |
| 普通株式の期中平均株式数 (千株) | 984, 550 |
| (2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 | |
| 四半期純利益調整額(百万円) | _ |
| 普通株式増加数 (千株) | 245 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当た り四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式 で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの 概要 | _ |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月12日

株式会社損害保険ジャパン 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 臼 倉 健 司 卿 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社損害保険ジャパンの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社損害保険ジャパン及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注) 1.上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

^{2.} 四半期連結財務諸表の範囲には XBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出日】 平成20年8月14日

【会社名】 株式会社損害保険ジャパン

【英訳名】 Sompo Japan Insurance Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 佐藤正敏

【最高財務責任者の役職氏名】 該当なし

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

【縦覧に供する場所】 当社 横浜支店(横浜市中区本町2丁目12番地)

当社 千葉支店(千葉市中央区鶴沢町20番地16号)

当社 埼玉支店(さいたま市大宮区桜木町4丁目82番地1)

当社 名古屋支店(名古屋市中区丸の内3丁目22番21号)

当社 北大阪支店(大阪市中央区瓦町 4 丁目 1 番 2 号)

当社 神戸支店(神戸市中央区栄町通3丁目3番17号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄3丁目8番20号)

証券会員制法人福岡証券取引所

(福岡市中央区天神2丁目14番2号)

証券会員制法人札幌証券取引所

(札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役社長 佐藤正敏 は、当社の第66期第1四半期(自平成20年4月1日 至平成20年6月30日) の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。